

国有財産一時貸付公示書

下記国有財産を一般競争入札により一時貸付けします。

記

1 一時貸付物件

所在地	区分	種目	数量	一時貸付期間
広島市中区上八丁堀2番5の一部	土地	宅地	125.00㎡	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日 (1年間)

2 一般競争入札参加者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当する者。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者。

3 一時貸付けが認められる用途

一時貸付けが認められる用途は、建物所有以外の使用目的及び借地借家法(平成3年法律第90号)第25条に規定する一時使用の建物使用目的に限る。

- (1) 資材置場、作業場、駐車場など
- (2) 展覧会、博覧会、見本市、植木市など短期的な催物の会場など
- (3) 建設工事等現場事務所、増改築期間に限った仮店舗・仮倉庫など

4 一時貸付けが認められない用途

- (1) 貸付物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業その他これに類する業の用、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するものの用に供してはならない。
(注)「これに類するもの」とは、「公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるもの」をいう。
- (2) 建物の建設、堅固な基礎を要するもの
- (3) 産業廃棄物置場、砂利・砂・残土置き場
- (4) 振動・騒音・悪臭の著しい使用など、当局が不相当と判断するもの
- (5) その他、政治的、宗教的中立性を損なう用途

5 入札案内書等の配付及び入札参加申込

- (1) 期 間 令和8年1月30日(金)から令和8年2月13日(金)まで
(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く)
- (2) 時 間 9時00分から12時00分まで及び13時00分から17時00分まで
- (3) 場 所 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎4号館10階
中国財務局 管財部 特別国有財産管理官
(Tel 082-221-9221 内線3517)

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札の日時 令和8年2月26日(木)10時00分から
(受付 9時30分から10時00分まで)
- (2) 開札の日時 入札締切後直ちに開札
- (3) 入札及び開札の場所
広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎3号館1階
中国財務局 第四会議室

7 入札保証金の納付等

- (1) 入札保証金は、各自入札金額の100分の5以上（円未満切上）に相当する金額を令和8年2月24日（火）正午までに中国財務局が指定する預金口座に振込みする方法、又は、入札当日に現金による方法で納付すること。入札保証金の納付方法等は入札案内書に記載する。
- (2) 入札保証金は、落札者を除き、振込みの場合は入札者が指定する金融機関の預金口座（入札者と同一名義に限る）へ振込む方法により後日これを還付する。現金の場合は保証金を受領した時発行した受領証書と引換えに、速やかにこれを還付する。
落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保する。
ただし、開札後、入札者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を還付する。
- (3) 入札保証金には利息を付さない。

8 入札価格

入札物件の見積賃料（税抜）を記載すること。

9 入札の無効

競争参加に必要な資格のない者による入札及び入札条件に違反した入札は無効とする。

10 契約不履行

落札者が、落札者の希望する貸付始期までに契約を締結しない場合には、その落札は無効となり、入札保証金は国庫に帰属する。

11 契約書作成の要否及び代金支払方法

国有財産一時貸付契約書の作成を要し、代金は一時貸付契約と同時に現金により納付、または別途国が発行する納入告知書により、国の定める期間までに納付すること。

12 契約内容等の公表

- (1) 入札の実施結果に係る次に掲げる情報については、開札後速やかに中国財務局のホームページにおいて公表する。
所在地、登記地目、面積、応札者数、開札結果、定期借地権（借地借家法（平成3年法律第90号）第22条に規定する借地権及び第23条第1項又は第2項に規定する借地権をいう。以下同じ。）の設定の有無、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率、備考（その他参考となる事項）
- (2) 契約締結したものについては、その契約内容に係る次に掲げる情報を中国財務局のホームページにおいて公表する。
所在地、登記地目、面積、応札者数、開札結果、契約年月日、年額貸付料、契約期間、契約相手方の法人・個人の別、契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）、定期借地権の設定の有無、価格形成上の減価要因、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率、備考（その他参考となる事項）
- (3) 上記（1）及び（2）に掲げる情報の公表に対する同意が契約締結の要件となる。

13 その他

入札者は、本公示書のほか、財務局で配付する入札案内書及び国有財産一時貸付契約書（案）を十分理解の上、入札するものとする。

以上公示する。

令和8年1月30日

中国財務局